

65 歳以上障害者の介護保険, 「併給可と周知」 19%

厚生労働省調査

厚生労働省（厚労省）は 2 月 18 日, 65 歳以上の障害者の障害者総合支援法と介護保険の適用状況について, 市町村の運用実態を調べた結果を公表した。87%の市町村が, 65 歳になると介護保険へ移行するよう案内しているが, 併給も可能と周知しているのは 19%にとどまった。介護保険に移って支給量が減る人もいることがうかがえる。

65 歳以上の障害者には介護保険が優先されるが, 介護保険では支給量や内容が不十分な場合は個別の実態に合った運用でよいとの通知が出されていた。しかし障害者団体などからは機械的に移されると不満の声があった。

厚労省は調査結果を受け 2 月 24 日, 全国厚労関係部局長会議で「介護保険優先があたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を与えないように」などと改めて周知した。

調査は 2014 年 8 月, 285 市町村を対象に実施し, 259 市町村が回答。障害福祉サービスの利用者 35 万 205 人のうち, 65 歳以上は 3 万 4,400 人 (10%)。この中で介護保険のサービスと併給している人は 1 万 2,198 人だった。

2013 年度中に 65 歳になった人の要介護度をみると, 障害支援区分 6 だった 461 人では要介護 5 が 336

人, 要介護 4 が 74 人など, より低く判定されたケースもあるとみられる。

運用としては, 225 市町村 (87%) が 65 歳到達による介護保険への移行を事前案内, 電話や自治体窓口, 利用者宅訪問などにより直接説明している。ただ, 介護保険と障害福祉のサービスが併給可能なことを事前案内しているのは 101 市町村 (39%) にとどまる。

併給可能と広報誌やホームページで住民に周知しているかは, していない所が 209 市町村 (81%) に上る。

介護保険に上乗せして障害福祉サービスを支給する要件については, 介護保険のみでは支給量を確保できない場合としている所が 176 市町村 (68%) あり, さらに要介護 4 か 5 以上などの要件を追加している所が 74 市町村 (29%) あった。

要件を満たさない場合でも個別の状況に応じて上乗せ支給しているかを尋ねると, していない所が 51 市町村 (69%)。一律に判断している様子がうかがえ, 厚労省は自治体に事情を勘案するよう改めて呼び掛けた。

(福祉新聞・第 2706 号 2015 年 3 月 2 日)